

# 地域連携薬局 認定基準

## 法第6条の2第1項※

第1号 利用者の心身の状況に配慮する観点から必要な構造設備

第2号 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制

第3号 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制

第4号 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制

※	No.	法施行規則で規定する基準の概要(条文から抜粋)	規則第10条の2
第1号	1	利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けられることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏れないよう配慮した設備を有すること。	第1項第1号
	2	高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造であること。	第1項第2号
第2号	3	過去一年間において、実務に従事する薬剤師を、地域包括ケアシステムの構築に資する会議に継続的に参加させていること。	第2項第1号
	4	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して随時報告及び連絡することができる体制を備えていること。	第2項第2号
	5	過去一年間において、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における医療機関に勤務する薬剤師等に対して月平均三十回以上報告及び連絡させた実績があること。	第2項第3号
	6	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について地域における他の薬局に対して報告及び連絡することができる体制を備えていること。	第2項第4号
第3号	7	開店時間外であつても、利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制を備えていること。	第3項第1号
	8	休日及び夜間であつても、調剤の求めがあつた場合には、地域における他の薬局開設者と連携して対応する体制を備えていること。	第3項第2号
	9	在庫として保管する医薬品を必要な場合に他の薬局開設者に提供する体制を備えていること。	第3項第3号
	10	麻薬の調剤の求めがあつた場合には、当該薬局で調剤させる体制を備えていること。	第3項第4号
	11	無菌製剤処理を実施できる体制を備えていること。	第3項第5号
	12	医療安全対策に係る事業に参加する等、医療安全対策を講じていること。	第3項第6号
	13	常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、当該薬局に継続して一年以上常勤として勤務している者であること。	第3項第7号
	14	常勤として勤務している薬剤師の半数以上が、地域包括ケアシステムに関する研修を修了した者であること。	第3項第8号
	15	実務に従事する全ての薬剤師に対し、一年以内ごとに、前号の研修等を計画的に受けさせていること。	第3項第9号
	16	過去一年間において、地域における他の医療提供施設に対し、医薬品の適正使用に関する情報を提供していること。	第3項第10号
第4号	17	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導について、過去一年間において月平均二回以上実施した実績があること。	第4項第1号
	18	高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業の許可を受け、訪問診療を利用する者に対し必要な医療機器及び衛生材料を提供するための体制を備えていること。	第4項第2号